

期間を決めて、安心して農地を貸し借り

「利用権設定」



碧南市では、農地の有効利用と農業の振興を図ることを目的とするために、「利用権設定」事業を推進しています。

これは、経営規模を拡大したい農家と、農地を貸したい者との間で、期間や賃料を決めて貸借等の権利（利用権）を設定するものです。

貸借期間が終了しても、離作料等の問題も発生しないことから、農地が戻らないなどの不安もなく、安心して農地の貸し借りをすることができます。

1 利用権設定の条件

-  設定地は、市街化調整区域内の農地であること。市街化区域は対象外です。
-  耕作者は、認定農業者又は、農業委員会が認めた者であること。
-  耕作者は、全ての農地について耕作を行うこと。

2 手続きの流れ

1 申請	毎月 20日まで	申請書に必要事項を記載押印し、JA碧南営農センターの窓口にて手続きをしてください。
2 審査	翌月下旬	市は農用地利用集積等促進計画を作成し、農業委員会の同意を得ます。同意が得られ次第、計画案として中間管理機構へ送付します。
3 公告	翌々月	中間管理機構が県に促進計画の認可を申請し、認可された後に公告を行います。
4 始期	3ヵ月後の 1日	公告されたことで効力が生じ、利用権が設定されます。

- ・利用権設定がされた権利関係は市で管理しています。期間終了の前に通知しますので、貸し借りを更新するか終了するか、その都度決定ができます。
- ・申請書の『控』が必要な場合は、各自コピーをお願いします。
- ・賃借料を決める場合は、水利費・土木費等経費負担についても貸主、借主でお互いによく話し合って決めてください。

3 賃料・受付先について



- ・賃料は、毎年8月1日を基準日とし、12月に指定口座に振り込まれます。
- ・受付先は新規の場合はJA碧南営農センター、更新の場合は碧南市内のJA各支店になります。（貸主・借主ともに碧南市在住の場合、貸主の住所地から最寄りの支店に更新書類をお送りしています。）

※JA碧南営農センター連絡先

住所：碧南市港本町4丁目40番地 電話番号：（0566）42-6778